

防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市コミュニティ・スクール推進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、コミュニティ・スクール研究部会がコミュニティ・スクールを推進する場合において、その経費の一部を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 市長は、予算の範囲内において、コミュニティ・スクールの推進に要する経費につき、コミュニティ・スクール研究部会に補助する。

(補助金の対象期間及び対象経費)

第4条 補助事業の対象期間は、申請した月の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までとし、対象経費は別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で決定する。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとするコミュニティ・スクール研究部会は、防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定し、防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨をコミュニティ・スクール研究部会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請)

第8条 コミュニティ・スクール研究部会は、前条の規定による交付決定後に生じた事情により、第6条の規定による交付申請の内容を変更することが必要となったときは、防府市コミュニティ・スクール推進補助金変更交付申請(第3号様式)に、必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、予算総額の20%の範囲での変更は申請を要しない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、前条の変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、第7条の規定による交付決定の内容を変更することが適当であると認めるときは、変更後の交付すべき補助金の額を定め、防府市コミュニティ・スクール推進補助金変更交付決定通知書(第4号様式)によりコミュニティ・スクール研究部会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 コミュニティ・スクール研究部会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、予算の範囲内において、請求のあった補助金をコミュニティ・スクール研究部会に交付するものとする。

3 市長は、第9条の変更交付決定により、交付した補助金に残額又は不足額が生じたときは、コミュニティ・スクール研究部会に対し、残額を返還させ、又は不足額を追加交付するものとする。

(実績報告)

第11条 コミュニティ・スクール研究部会は、当該年度のコミュニティ・スクールの推進活動を終了した日から起算して30日以内に、防府市コミュニティ・スクール推進補助金実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び

必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付額確定通知書（第7号様式）によりコミュニティ・スクール研究部会に通知するものとする。

2 市長は、コミュニティ・スクール研究部会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（交付決定の取り消し）

第13条 市長は、コミュニティ・スクール研究部会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めるとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に支払った補助金の全部又は一部について、コミュニティ・スクール研究部会に返還を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		内容
需用費	消耗品費	材料費、文具、用紙、インク等 (1つあたりの単価が1万円未満であって1年間程度で消耗するもの)
	食糧費	イベント開催時のお茶代
	印刷製本費	チラシ印刷、写真現像等
役務費	通信運搬費	郵便料（切手代等）
備品購入費		ベスト等
その他		体験活動時の費用など市長が特に認めるもの

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者 住 所

団体名

代表者

防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付申請書

防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 実施計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

指令防教学第 号

年(年) 月 日

団体名

代表者

防府市長

防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、防府市コミュニティ・スクール推進補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者 住 所

団体名

代表者

防府市コミュニティ・スクール推進補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令防教学第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり変更交付を受けたいので防府市コミュニティ・スクール推進交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由：

2 補助金変更交付申請額 金 円

3 補助金変更前交付申請額（既交付決定額） 金 円

添付書類

1 変更後の実施計画

2 変更後の収支予算書

3 その他必要となる書類

第4号様式（第9条関係）

指令防教学第 号

年(年) 月 日

団体名

代表者

防府市長

防府市コミュニティ・スクール推進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました、防府市コミュニティ・スクール推進補助金について、下記のとおり変更交付を決定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 変更後補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更前の交付決定額（既交付決定額） | 金 | 円 |

第5号様式（第10条関係）

補助金請求書

年 月 日

（あて先）防府市長

補助決定者 住 所
団体名
代表者

年 月 日付け指令防教学第 号で交付決定のあったコミュニティ・スクール推進補助金を交付されるよう、コミュニティ・スクール推進補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

《債権者コード》							
振込先金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・信用組合						
	店・支所・出張所						
口座番号 種別							1：普通 2：当座
口座名義							
カタカナで記入 願います							

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者住所

団体名

代表者

防府市コミュニティ・スクール推進補助金実績報告書

年 月 日付け指令防教学第 号により交付の決定を受けた標記補助金の実績について、防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他必要な書類

第7号様式（第12条関係）

指令防教学第 号

年(年) 月 日

団体名

代表者

防府市長

防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付額確定通知書

年 月 日付け指令防教学第 号で交付決定した標記補助金について、防府市コミュニティ・スクール推進補助金交付要綱第12条の規定より、下記のとおり補助金の交付額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |